

平成24年3月甲良町議会定例会会議録

平成24年3月16日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 宮寄議員の議員辞職願いについて

◎会議に出席した議員（10名）

1番	阪東佐智男	2番	野瀬欣廣
3番	西川誠一	4番	濱野圭市
5番	木村修	8番	丸山恵二
9番	金澤博	10番	山田壽一
11番	西澤伸明	12番	建部孝夫

◎会議に欠席した議員

6番	宮寄光一	7番	藤堂一彦
----	------	----	------

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	堀内光三
総務課長	山本貢造	会計管理者	山本昇
教育次長	金田長和	企画監理課長	米田義正
税務課長	建部真理子	人権課長	中山進

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	大橋久和	書記	宝来正恵
------	------	----	------

(午前 11 時 05 分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は 10 人であります。

議員定足数に達しておりますので、3 月甲良町議会定例会 3 日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8 番 丸山議員および 9 番 金澤議員を指名いたします。

宮寄光一議員から、議員の辞職願いが出されました。議員の辞職につきましては、地方自治法 126 条の規定により、議会開会中は議会の許可を得なければならないとなっております。

それでは、日程第 2 宮寄光一議員の議員辞職の件を議題といたします。辞職願いを朗読させます。

局長。

○**大橋事務局長** 平成 24 年 3 月 14 日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

甲良町議会議員 宮寄光一。

辞職願い。

このたび、一身上の都合により、議員を辞職したいので許可されるようお願いいたします。

○**建部議長** お諮りいたします。

宮寄光一議員の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 私は、退席をさせていただくものです。昨日、15 日付で異議申し立てが却下されたと聞いています。近々失職の可能性のある議員の辞職の議会決議が法的に有効になるかどうかの疑問が残るため、退席をするものです。

同時に、宮寄議員の申し出は受け入れたいと思っています。宮寄議員から受けた私の暴行や山崎前町長の疑惑を伏せようとした行為は許せることはできないのは以前も発言しました。

しかし、官製談合の疑惑解明のため、法廷や百条委員会での証言や活動を改めて評価し、立場は全く異なりますが、苦しい、不利な状況下で戦われたことに慰労の念を表明したいと思います。今後は、恐喝未遂事件のもととなった官製談合事件の問題の刑事責任がしっかり問われるよう、私もその一員として運動を続けたいと思います。

表明させてもらって、退席をさせていただきます。

(11番 西澤議員 退場)

○**建部議長** それでは、宮寄光一議員の議員の辞職願いを……。

山田議員。

○**山田議員** 10番 山田ですけども、今、西澤議員が発言されたのは、15日付で不服申し立ての書類が返ってきたという意味をおっしゃっていたんですかね。だとすると、この辞職願いを出されても、自動失職という形になるんじゃないでしょうか。ちょっとお伺いさせていただきます。

○**建部議長** 何をもって失職という、その基準ですね。例えば、裁判所から異議申し立てがあって却下された日、本人にその通知が届いた日、そしてまた、ある人にはまた、その刑に服する日、いずれの日が失職の時期になるかというところで、今、西澤議員が15日付でと言ったのは、15日付で却下がされたのか、本人に届いたのか、その日はわからないんですが、一応辞職願いは14日、それでもって15日というのは許可が、要するに却下されたその日なのか、本人に通知が届いた日なのか、それとも留置される日なのか、ちょっと私自身はその時期はわからないんですが、今の西澤議員の15日という日が仮に自動的に失職になるという日が規定されているとしたら、一応前の日に出ている辞職願いを今議題にかけようとしているわけですが、本来、出たその日に、仮に本会議を開いて、またきのうの段階でも開いてということになるんですが、私の方の照会とか、そういう手続があってちょっと今日になったわけですけども、一応日にちが前後して、前の日で辞職願いが出ている、その扱いを本日本会議にかけているわけですが、ちょっとこの、事務局。

○**大橋事務局長** このことにつきましては、県の方、それから国の議長会の方に問合せをしまして、本籍があるところが豊郷町であります。それで、豊郷の方へ文書が届いた時点でということを知っています。事前に豊郷の方の戸籍係の方にそういう届が来たらずぐに連絡するようにとお願いしています。そこからまたうちの選管の方にも届が来るというふうなことです。今のところ豊郷の方から私の方には連絡は一切ありませんので、今、西澤議員が言われたそれは、全然わかっていないというところでもあります。何なら選管の事務局長にも確認していただいたら、一緒のことだと思うんですけども。

○**建部議長** わかりますかね。

総務課長。

○**山本総務課長** 選管の方にも現時点では届いていないということでございます。

○**建部議長** 山田議員。

○山田議員 私は反対するつもりはございませんけども、手続上の問題が多分私は理解できないところがあるんですけども、宮寄議員もそれは、議員自体が確認しているとか、西澤議員がああいう発言をされるということは、何らか弁護士からの通達とか、宮寄議員に対しての通達も多分あってのこの辞職願いが出たんじゃないかなというふうに私は判断するんですけども、その時点で本人に通達、そういう弁護士からの通達があった時点で極力本人から事務局に対して、こうこう、こういうわけで辞職しますというような手続をとるべきではないのでしょうか。国からか、裁判所から、最高裁から通達が来るのに何日か時間はかかりますけども、その判決がおりの時点で議員失職という、私はそういうふうに県の方からもお伺いしたんですけども、それで判断をしなければ、この辞職がみずからの辞職、そして失職という意味がそこで分かれてくるんじゃないかなという思いがするんですけど。

○建部議長 正直言って、私自身も失職の時期がいつになるか、いつなのかというのははっきりわからない。今、西澤議員から15日付で却下されたという発言と、今、局長が言う戸籍のある豊郷町の方に、俗に言う犯罪履歴か何か、そういうものが裁判所の方から戸籍のある町に通知が来た。その時点だと、今説明ではそういうふうに言っているんですが、確かに私も定かではないんです。

ただ、14日に出た辞職願いを本日皆さんにお諮りするということのできょうは寄っていただいたんですが、正直言って今の辞職というか、自然失職の時期というのが、今の説明でいくとまだということになりますので、一応私は14日に出ている本人の辞職願いを許可するかしないかというのを皆さんにお諮りをしたいと思います。

いずれにしても、仮にその通知が来たときが失職の時期になる、いや、今、西澤議員が言う15日という昨日ですが、却下された日が失職の日になる。いずれにしてもちょっと判断がつきませんので、事務局長なり、総務課長が言われた、戸籍にそれが搭載されるその日、そのことをもって失職になるのかというのはわかりませんので、ただ、14日に出た辞職願いを本日皆さん方で許可するか、しないかということをお諮りをいたしたいと思います。

(「議事進行」の声あり)

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 僕が思うのには、この一身上の都合というのがもうひとつ中身はわからんのですが、たしか9月議会であったと思うんですけど、建部議長が、収監、これは言葉が悪いですが、収監されるまでは議員を続けられるという意味だったか、その辺がはっきりわからないんですけど、宮寄議員に関しては、この間、また最近であったら中学校の卒業式にも来ていただいています

し、議会活動にしてもかなり力を入れて頑張ってくれている中、議長から収監されるまでという言葉聞いていましたので、もうちょっと頑張るように説得というか、そういうようなことは、一応してもらったんですか。議会にはものすごく力を入れて頑張ってくれていますよね。そういうような、サボっているとか、そんなあれがないので、議長に届いたのか、事務局に届いたのか知らんけど、もうちょっと頑張るようには一応言うてあげてくれたんですか。それだけちょっと聞きたいんですが。

○**建部議長** 頑張るようにとか、それはないんですが、ただ、多分本人もやがて出頭命令が来て収監される日が近いということを目指したんだと思います。それでもって総務常任委員会の終わった後に、いずれ近々収監される時が来るというので、それまでにみずからというか、自分から辞職をしたいという、そういう申し出が14日にあったということで、私は、それはきのう確認したんですが、それでもって、じゃ、本会議にかけて皆さんの許可を得なければならないという手続が要るので、きょう本日、急に寄っていただいたんですが、収監されるまで頑張れとは、いつが収監になるのかわかりませんので、そのことは言っていないです。

金澤議員。

○**金澤議員** この日程を見てもみますと、宮寄議員の辞職願いにだけについて日程になっていますけど、前回、12月議会では山田議員の盗水問題で議員辞職勧告が提出されましたね。それを本人が議長に前もって辞職届けを出しているにもかかわらず、議会でそれを議決したということは、なぜきょうはそういう議題に上らなかったのか。誰も提出しなかったんですか。私はできれば、ここに木村議員がいますし、なぜきょう出さなかったのか。同じような、これは問題ですよ。だから、本来なら、自分が自主的にやめたいと言っても、議会中であるからといって議員辞職勧告を出して、それを協議して議決したと、山田議員の。

だから、今回も、本来ならばこれは本人が辞職願いを出しても、やはり議会として認めて、賛成、反対はよろしい、だけど、木村議員、本来だったら、あんたの名前で悪いけど、西澤議員がおらんので、本来なら辞職勧告、あんたらこの前、反対して、そういうことを出して、山田議員に賛成、盗水問題で辞職願いを議決したわけでしょう、賛成多数で。そうしたら今回も、本人が結局出しても、本来ならば議会で辞職勧告を出して、それを議決してから本人が辞職というふうに行っていくのがルールやと思うんですけど、この前から見ていたら。なぜきょうはなかったのかなと、私はそういうふうに思っているんですけど。答えを聞くわけやない。だから、おかしいと。なぜなかったのかということ、議長、なぜなかった。

○**建部議長** 辞職勧告決議が宮寄議員に対して出たか、出ないかというのは、これは出ていたら当然議案に上がるわけですけど、ないということは、やっぱり議題にないということは誰からも出ていないということでございます。

金澤議員。

○**金澤議員** 私の言いたいのは、やはり同じ議員でありながら、出す人と出さない人がいると。こういう不平等なことはやっぱりやめていただきたい。本来なら、出すなら出す、そういうことを起こした議員に対して、この人は出す、この人は出さない。そういう議会議員ではだめだと思うんですよ。だから、その辺も議長は、やっぱり、あなたは十分理解しているんですから、この問題はですね。出さなおかしいのと違うかというぐらいのことはやっぱり議長の方で進言してあげたらどうですか。

○**建部議長** 金澤議員、それはできませんね。私から議員の辞職勧告を出せというのは、議長が言えることじゃないし、出さないからといって、それはおかしいとか、不平等やとか、そういう問題じゃないと思うんですよ。

それでは、これは本当は質疑、討論はないんですけど、いろいろ出たので、若干そういう時間を持ちましたが、お諮りをいたします。

宮寄光一議員の議員辞職を許可することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** 起立全員であります。

よって、宮寄光一議員の議員の辞職願いにつきましては許可されました。

宮寄光一議員の辞職願いが許可されましたことで、本日、宮寄議員は欠席で、おられませので通告することはできません。したがって、本日づけで許可証を郵送いたしますので、その許可証を局長に朗読させます。

局長。

○**大橋事務局長** 甲議第44号 平成24年3月16日。

宮寄光一様。

甲良町議会議長 建部孝夫。

辞職許可について。

通知。

平成24年3月14日付で提出された辞職願いは、平成24年3月16日の本会議において許可することに決定したので通知します。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦勞さまでございました。

(午前11時25分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 丸 山 恵 二

署 名 議 員 金 澤 博